

## 第2回 豊川市男女共同参画条例に向けての学習会 まとめ

2007/7/19 (木) 14:30~

ウィズ豊川2階視聴覚室

1. 豊橋市男女共同参画推進条例の逐語解説 (元豊橋市男女共同参画懇話会座長 山本和子先生)  
..... 豊橋女性フォーラム2004年5月例会にて撮影されたビデオを視聴.....

2003年3月 『ハーモニープラン21』施行。

条例に繋がる内容「市民と事業者がともに協力」を盛り込む。

2003年3月議会 女性議員が条例をつくってほしいと発言。市長「つくる」と答弁

2003年9月懇話会 『条例制定のための提言書』を市長に提出

その後、懇話会解散 条例については行政業務となる

2004年3月議会 豊橋市男女共同参画推進条例 全員賛成で成立 男女共同参画審議会発足

名称『豊橋市男女共同参画推進条例』

豊橋市では、男女共同参画という言葉がやっと市民に浸透。さらに推進したいという意図を持つ。

他市の名称・・ 男女共同参画を促進する条例 男女共同参画を推進する条例  
男女共同参画社会の形成を促進する条例 (岡山市)  
男女平等川崎条例 (川崎市) 男女平等推進名古屋条例 (名古屋市)  
男女平等社会の形成を促進する条例 (堺市)

前文

条例全体の意義を明確に表す箇所 (前文のない条例・・倉敷市、郡山市)

「現代の社会問題解決のために条例が必要である」という問題認識を掲げた。

(地域の事情・歴史的背景・自然環境・産業・人口規模・文化を根拠とした条例もある。)

- ・各法、条例の根拠となる法の「日本国憲法」の重要性を再確認 基本的人権の尊重  
憲法13条「個人の尊重」 憲法14条「平等権」
- ・整ってきた法・制度 (男女共同参画基本法・雇用機会均等法・育児休業法・介護保険制度など)
- ・豊橋市も積極的に取り組みをしてきたが、なかなか進まない現実がある  
性別による固定的な役割分担意識などの課題が多く残されている
- ・男女共同参画社会を考えるに少子化は無視できない大きな問題。豊橋市は高齢社会 (高齢化率14%)  
人口問題審議会報告2001では、少子化の背景の一つに固定的男女の役割意識をあげ、少子化をなくすには男女共同参画社会を実現することが必要がある。

豊橋市男女共同参画推進条例の施策における位置付け

- ・豊橋市男女共同参画推進条例は、**理念条例**  
**理念条例**=権利を制限したり、禁を課す条文を入れない。  
基本方針や考え方を盛り込んだもの
- ・「男女共同参画社会実現」の位置  
第4次豊橋市基本構想基本計画基本理念「ともに生きるまち」の中の施策大綱3「個性的で生き生きと暮らせるまち」その1「個性輝くまちづくり」第4項「男女共同参画社会の実現」
- ・条例ができた現段階では、この位置付けを検討する必要がある。
- ・男女共同参画審議会 (条例第3章で設置) で、議論されるべき。

### 2. ビデオ視聴後の話し合い

理念条例なら、一般市民にわかり易く魂のこもった言葉で書いたほうがいいのでは。(例、桑名市)  
グローバル化、地方分権などの社会変化への考察、必要。

性についての認識を明確にすべきでは、

男女共同参画という言葉自体とつきにくい。

ベストセラー「女性の品格」(著者坂東真理子元内閣府男女共同参画局長(男女共同参画基本法制定に関わる)元埼玉県副知事、元埼玉県知事候補)を、塩野七生が文芸春秋8月号でつまらない女の大量生産と酷評。